

食品安全基本法新旧対照条文

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十三の二 食品安全委員会の常勤の委員</p> <p>十三の二の二 原子力委員会の委員長及び常勤の委員</p> <p>十三の二の三 原子力安全委員会の常勤の委員</p> <p>十三の三十九（略）</p> <p>十九の二 食品安全委員会の非常勤の委員</p> <p>十九の二の二 原子力委員会の非常勤の委員</p> <p>十九の二の三 原子力安全委員会の非常勤の委員</p> <p>十九の三十一（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p>			
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
公害等調整委員会の常勤の委員	一、一六〇、〇〇〇円	公害等調整委員会の常勤の委員	一、一六〇、〇〇〇円

<p>社会保険審査会の委員長及び委員  労働保険審査会の常勤の委員  公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員  地方財政審議会委員  食品安全委員会の常勤の委員  原子力委員会の常勤の委員  原子力安全委員会の常勤の委員  中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員  中央更生保護審査会の常勤の委員  宇宙開発委員会の常勤の委員  土地鑑定委員会の常勤の委員  情報公開審査会の常勤の委員  証券取引等監視委員会委員  国地方係争処理委員会の常勤の委員  電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員  航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員  運輸審議会の常勤の委員  東宮大夫</p>	
<p>社会保険審査会の委員長及び委員  労働保険審査会の常勤の委員  公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員  地方財政審議会委員  原子力委員会の常勤の委員  原子力安全委員会の常勤の委員  中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員  中央更生保護審査会の常勤の委員  宇宙開発委員会の常勤の委員  土地鑑定委員会の常勤の委員  情報公開審査会の常勤の委員  証券取引等監視委員会委員  国地方係争処理委員会の常勤の委員  電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員  航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員  運輸審議会の常勤の委員  東宮大夫</p>	

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第二十五条の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十四条第一項第八号中「（同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）」「を削り、「医療用具」を「医療機器」に、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条の三第一項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四第一項」に改め、「及び第二十三条」を削り、「第十四条の五第一項」を「第十四条の六第一項」に改める。</p>	<p>附 則</p>

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（食品安全基本法の一部改正）</p> <p>第十六条の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十七条第三項中「独立行政法人農業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十二条第一項」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十九条第一項」に改める。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>（<u>食品安全基本法の一部改正</u>）</p> <p><u>第十七条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p>第二十七条第三項中「第十二条第一項の規定による要請」を「第十四条第一項の規定による要請」に改める。</p>	<p>附則</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十六 食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定、同法第十一条第一項に規定する食品健康影響評価並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保並びに消費者の利益の擁護及び増進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七（略）</p>

二十八〜六十二（略）

（設置）

第二十七条 本府に、国民生活審議会を置く。

2（略）

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

二十八〜六十二（略）

（設置）

第二十七条 本府に、国民生活審議会を置く。

2（略）

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）